

議案第12号

杉並区いじめ問題対策委員会規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年2月25日

提出者 杉並区教育委員会  
教育長 渋谷 正 宏

(提案理由)

教育委員会事務局の組織機構改正に伴い、規定を整備する必要がある。

杉並区いじめ問題対策委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年2月 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区いじめ問題対策委員会規則の一部を改正する規則

杉並区いじめ問題対策委員会規則（令和7年杉並区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第4条中「教育委員会事務局庶務課」を「杉並区教育委員会事務局教育総務課」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 杉並区いじめ問題対策委員会規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(庶務) 第4条 対策委員会の庶務は、 <b>杉並区教育委員会事務局教育総務課</b> において 処理する。	(庶務) 第4条 対策委員会の庶務は、 <b>教育委員会事務局庶務課</b> において 処理する。